

■ 委員会検討経過中間報告概要

H17.12.21 委員会における検討経過について中間報告（正副委員長→市長）

第5回委員会終了後、委員会及び部会におけるこれまでの検討経過について口頭により中間報告。

「全量撤去を前提に、一部撤去2案、3案を検討していく」



H17.12.27 市長としての基本方針表明

（概要）

「不法投棄は決して許されるべきものではない」という観点から、不法投棄行為者である善商や違法に廃棄物の処理を委託した排出事業者らに対して全量撤去が前提としていく。また、地元住民が全量撤去を強く望んでおられることも十分理解できる。

不法投棄の原因者らには強い憤りを感じており、彼らには全量撤去を強く求めていく。即ち法人善商だけでなく代表取締役や実質的経営者、またニッカンなどについても、彼らの責任に応じて撤去を強く求めていく。

また、排出事業者や収集運搬業者による自主撤去、さらには撤去要請によって、これまでに約3万7千立方メートルの廃棄物が撤去されており、引き続き、法的措置も含めて、これらもしっかりと進めていく。

しかし、この先、代執行という事態を考えた場合には、市民の皆さんの安心の確保と行政サービスの質の維持と確保や市民生活への影響を最小限に抑えることなど、様々な要素を総合的に勘案しなければならない。

その結果、「不法投棄行為者らによる全量撤去を前提として、木くず、紙くず、布といった有機物を撤去する案及びコンクリートがらや土砂以外のものを撤去する案を検討していく」ことが、方向性として合理的だろうと、考えるに至った次第である。

なお、この場合において、定期的なモニタリングの継続と結果の公開、対策やモニタリングが市民の目からもはっきりと見えるような仕組みなど、全量撤去に期待されるのと同様の安心感を確保して、地元の皆様に納得していただくことが極めて大切と考えている。

今後、検討委員の皆様には、この方向に沿って検討をお願いしたい。